

2 栄養関係

平成 29 年度末現在の「給食施設」は 91,002 施設となっており、そのうち「特定給食施設」は 50,542 施設（55.5%）で、「その他の給食施設」は 40,460 施設（44.5%）となっている（表 3、図 4）。

特定給食施設の「指定施設」は 2,816 施設（3.1%）となっている（図 4）。

特定給食施設の種別別構成割合をみると、「学校」（31.2%）が最も多く、次いで「児童福祉施設」（26.1%）、「病院」（11.2%）となっている（図 5）。

表 3 給食施設数の年次推移

(単位：施設)

各年度末現在

	平成25年度 (2013)	26年度 (' 14)	27年度 (' 15)	28年度 (' 16)	29年度 (' 17)	対前年度	
						増減数	増減率 (%)
給食施設	87 139	87 702	88 645	90 419	91 002	583	0.6
特定給食施設	49 111	49 332	49 744	50 350	50 542	192	0.4
学校	16 032	15 884	15 769	15 766	15 772	6	0.0
病院	5 688	5 666	5 659	5 655	5 670	15	0.3
介護老人保健施設	2 767	2 761	2 811	2 823	2 865	42	1.5
老人福祉施設	4 361	4 474	4 672	4 753	4 832	79	1.7
児童福祉施設	11 446	11 727	12 467	13 056	13 206	150	1.1
社会福祉施設	811	791	791	764	764	0	0.0
事業所	5 816	5 735	5 607	5 551	5 492	△ 59	△ 1.1
寄宿舎	563	579	574	553	556	3	0.5
矯正施設	121	118	116	114	115	1	0.9
自衛隊	193	198	189	193	190	△ 3	△ 1.6
一般給食センター	429	411	402	396	376	△ 20	△ 5.1
その他	884	988	687	726	704	△ 22	△ 3.0
その他の給食施設	38 028	38 370	38 901	40 069	40 460	391	1.0

図 4 特定給食施設－その他の給食施設の
構成割合

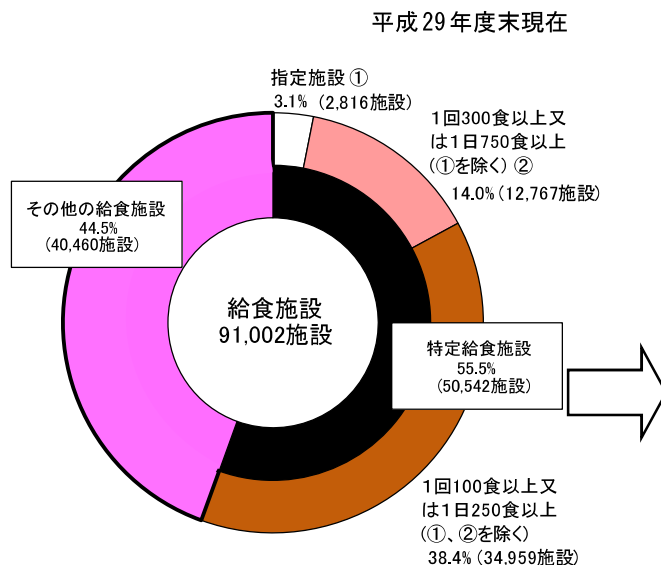
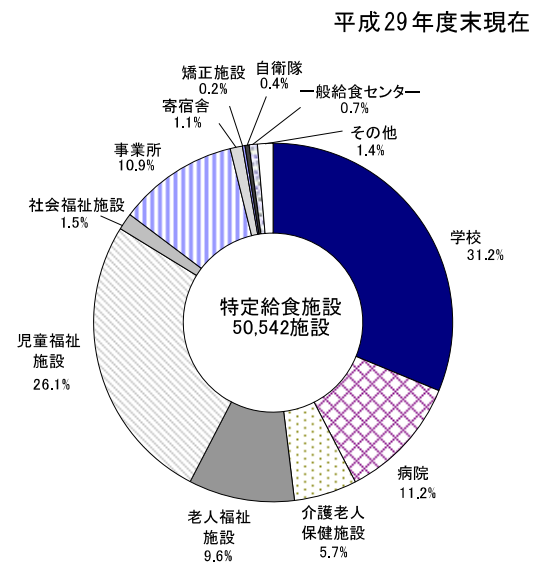


図 5 特定給食施設の種別別構成割合



特定給食施設(※)の3分類

※健康増進法第20条第1項に規定される施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

指定施設 ①

- ・医学的な管理を必要とする者に食事を提供する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの
- ・上記以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1,500食以上の食事を供給するもの

1回300食以上又は1日750食以上(①を除く) ②

1回100食以上又は1日250食以上(①、②を除く)